

# 議事 1 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画の令和7年度の取組の進捗状況について

令和8年3月12日 審議会  
資料1 福祉部長寿介護課



北上市

## 2 令和7年度の取組

### 目標1：成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

(1) 出前講座等での地域住民、支援者に対する周知啓発

時期	対象者	内容
令和7年5月	支援者	高齢者虐待
令和7年11月	市民	成年後見制度（任意後見制度を含む）
令和8年2月	市民	成年後見制度（任意後見制度を含む）

### (2) 市民向け講演会の開催

日時	令和7年8月24日（日）	13：30～15：45
場所	日本現代詩歌文学館 講堂	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演「人の人生を支える市民後見人～市民後見人を育てよう～」</li> <li>講師：成年後見センターもりおか 理事長 石橋 乙秀 氏</li> <li>市民後見人による活動報告</li> </ul>	
参加者	・会場参加 79名	・オンライン参加 10名
その他	北上市自立支援協議会くらし支援部会と共催	

### (3) ショッピングセンターでの市民向け講座及び個別相談会

日時	令和7年9月6日（土）	13：00～15：30
場所	江釣子ショッピングセンターパル 2階コスモホール	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座「知っておきたい成年後見制度・相続・遺言」</li> <li>講師：公益社団法人コスモ入成年後見サポートセンター岩手支部 津嶋 勇士 氏</li> <li>行政書士による個別相談会</li> </ul>	
参加者	・会場参加 15名（うち個別相談会4組）	・オンライン参加 3名
その他	公益社団法人コスモ入成年後見サポートセンター岩手県支部と共催	

**開催趣旨**（計画P26 計画の進行管理）  
第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」）の達成状況の点検・評価は、目標の達成状況等を北上市成年後見制度利用促進審議会に報告することにより実施することとしていることから、本審議会において、基本計画の令和7年度の活動状況の報告、及び令和8年度における活動内容の協議をするものです。

分野別計画	総合計画(2021-2030)				
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
地域福祉計画	第4次地域福祉計画(2024-2028)				
障害者計画 (障がい者フランチ)	障害者計画 障害福祉計画 第7次障害者計画(2021-2026)	第8次障害者計画 (2027-2032)			
	第7次障害福祉計画(2024-2026)	第8次障害福祉計画 (2027-2029)			
高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (いさいきづつ)	高齢者福祉計画 介護保険事業計画 第9期介護保険事業計画 (2024-2026)	第11次高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画 (2027-2029)			
	成年後見制度利用 促進基本計画	第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画(2024-2028)			

## 1 市基本計画における目標値の達成状況（計画 P23）

目標	成果指標	R6 (実績)	R7 (実績/目標)	R8 (目標)	R9 (目標)	R10 (目標)
権利擁護支援の周知啓発	サービス事業所等の制度認知度 (単位：%)	75	81/70	80	90	90
権利擁護支援機能の充実	権利擁護の相談件数 *市と委託事業所の総件数	1559	1657/1559 (前年度より増加)	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
地域連携ネットワークの機能強化	成年後見制度の利用者数	114	未確定/114 (前年度より増加)	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加

※令和7年度の相談件数は1月末現在



(4) 医療従事者向け権利擁護研修会の開催  
令和4年度から毎年実施している研修会。令和7年度は都合により中止となったが、令和8年度は引き続き開催予定。

(5) 意思決定支援研修の開催

県が主催の意思決定支援研修があったため、市単独の研修は開催せず、当該研修を関係機関に周知することとした。  
11/26に開催された県主催の研修には、市内の介護・福祉関係の事業所が参加していたことを確認した。

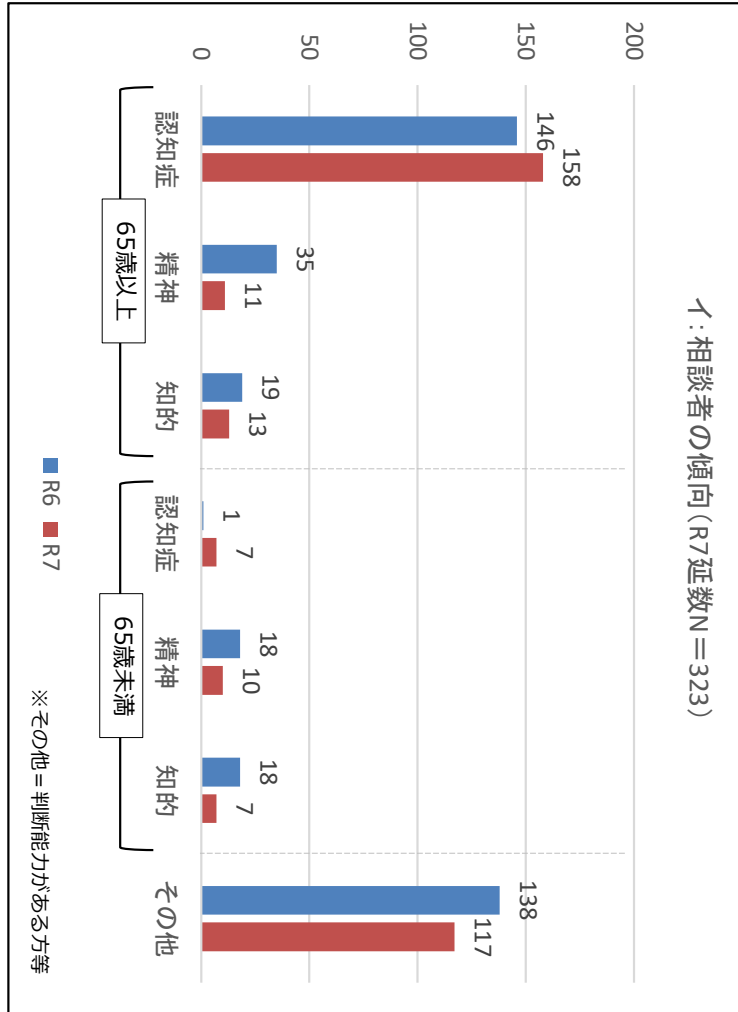
(6) きぼろノートと連携した任意後見制度の周知

出前講座において、きぼろノートを活用したこころづもりと任意後見制度について説明し、制度の周知を図った。

**目標2：権利擁護支援機能の充実**

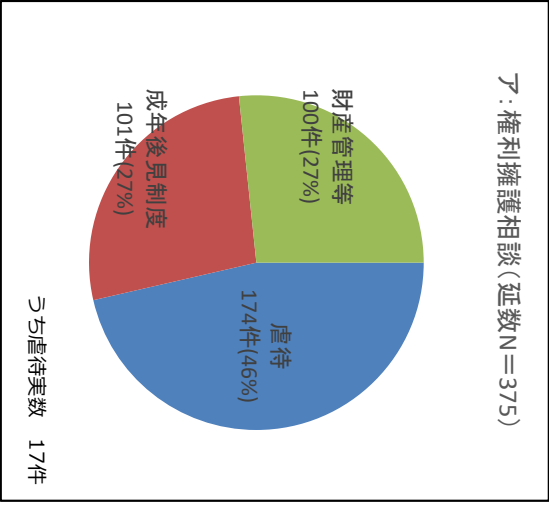
(1) 北上市権利擁護支援センターの相談対応件数  
※令和7年度のデータは令和8年1月末現在のもの

イ：相談者の傾向（R7延数N=323）



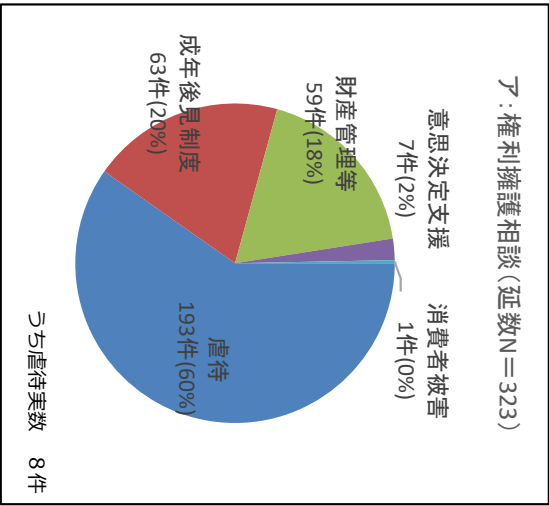
令和6年度

ア：権利擁護相談（延数N=375）



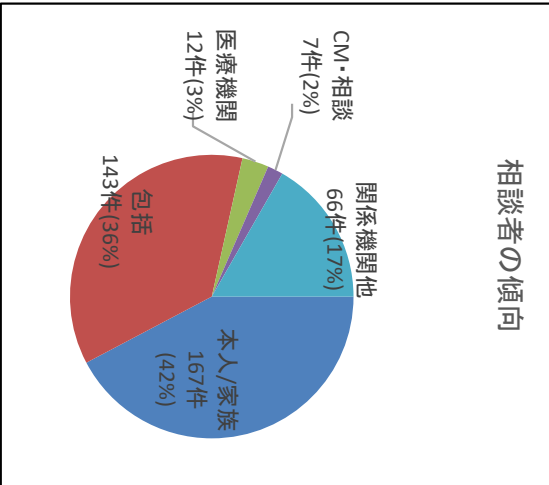
令和7年度

ア：権利擁護相談（延数N=323）



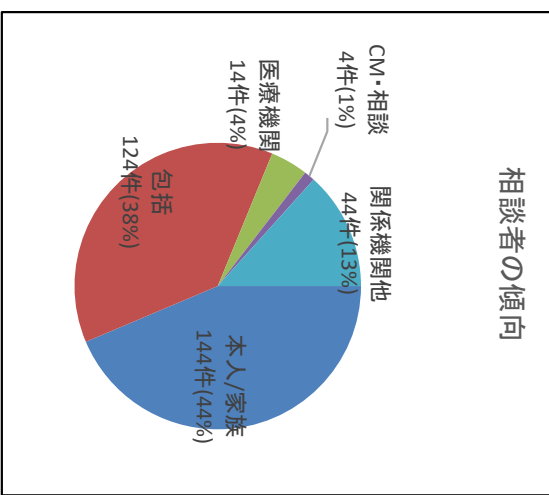
令和6年度

相談者の傾向



令和7年度

相談者の傾向





65歳以上認知症	7	4	5	0	1	12	0	2	1	1
65歳以上精神障がい者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳以上の知的障がい者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳未満認知症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳未満精神障がい者	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0
65歳未満知的障がい者	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	0	1	1	1	4	1	4	0	1

※以下、(2)~(7)は令和8年1月末現在の件数

- (2) 本人・親族申立の支援  
3件（親族や支援者から申立の相談は多数受けている）
- (3) 受任者調整の実施（受任候補者推薦）  
6件（いずれも市長申立てによるもの）

(4) 権利擁護支援チームの形成支援（後見人等受任時のケア会議開催）

9件（市長申立7件、親族申立2件）

(5) 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行にかかる支援検討会議

1件（市長申立てにより移行）

(6) 市長申立の実施  
6件（高齢6件、障がい0件）

(7) 成年後見制度利用支援事業の実施（申立費用及び報酬の助成）

【申立費用】 高齢6件 障がい0件

【報酬】 高齢5件 障がい2件

(8) 権利擁護支援体制の運営

「権利擁護支援会議」を設置し、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門的な権利擁護相談及び受任者調整ができる体制を整備した。

**目標3：地域連携ネットワークの機能の強化**

(1) 市民後見人養成講座の開催

時 期	内 容	参加者数
令和7年9月4日 令和7年9月17日 (希望日に実施)	オリエンテーション	19名（うち4名は法人後見に興味あり）
令和7年11月5日～12月16日（6日間）	養成講座（基礎編）	8名
令和8年1月14日～2月3日（4日間）	養成講座（応用編）	8名（修了者）
令和8年2月16日～25日（希望日に実施）	名簿登録にかかる面接	6名（名簿登録希望者）

(2) 地域連携ネットワーク会議の開催

**【目的】**

権利擁護支援を必要とする高齢者や障がい者が適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・司法の連携のためネットワークを構築し、権利擁護支援における連携の強化を図るもの。



【参集者・参集機関】  
弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、地域包括支援センター、相談支援事業所、老人福祉施設、障害者支援施設、医療機関、ケアマネジャー、民生委員、社会福祉協議会、NPO法人、警察、裁判所（オプザバー）、北上市

【開催状況】

時期	内容	参加人数
令和7年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の北上市における高齢者・障がい者の虐待対応件数の報告</li> <li>身寄りのない人の支援のためのガイドライン作成について（後述）</li> <li>身寄りのない人の支援に関する意見交換</li> </ul>	18名
令和8年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度地域連携ネットワーク会議のまとめ</li> <li>令和8年度地域連携ネットワーク会議の方針について</li> </ul>	14名

(3) 身寄りのない方の支援のためのガイドラインの作成

◎ローキンググループの開催

【目的】

ガイドラインの素案を作成するにあたり、関係機関と意見交換をするために行うもの。

【参集者・参集機関】

地域包括支援センター、相談支援事業所、老人福祉施設、障害者支援施設、医療機関、ケアマネジャー

回数	開催日	参加人数
第1回	令和7年5月28日	6名
第2回	令和7年6月25日	7名
第3回	令和7年7月31日	7名
第4回	令和8年1月28日	7名

【主な協議の内容と経過】  
国や他市のガイドラインを参考に、相談先の案内や役割分担を行うことも最終的に包括やケアマネが対応することが多く、その対応の内容について示したものが必要との意見から、事例集の作成も取り組むこととなった。  
作成過程としては、先にガイドラインを发出し、周知や運用を開始してから事例を集めていくこととした。事例の収集の際は、ガイドラインを活用した事例も含める。ガイドラインは実際に使いながら改善できることを徐々に修正していくこととした。

(4) 法人後見実施候補団体への勉強会の開催

法人後見実施候補団体を対象とする、市単独の勉強会の開催はせず、県主催の勉強会の周知の他、市民後見人養成講座を法人後見の勉強の機会として、法人後見に興味がある団体の参加を可能とした。オンラインセッションには4名、養成講座には1名が参加した。

(5) 金融機関との連携検討

未実施。次年度以降、地域連携ネットワーク会議への金融機関の参加等による連携を検討する。  
今年度は、見守りネットワーク関連の文書発送時に、北上市権利擁護支援センターのチラシ及び出前講座の案内文書を同封し権利擁護に関する周知を図った。

3 令和7年度の取組の成果と課題

目標1 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

成果：成年後見制度の認知度の向上など  
課題：成年後見制度・意思決定支援の周知促進、こころづもりの視点の理解促進

目標2 権利擁護支援機能の充実

成果：権利擁護支援体制の構築など  
課題：専門的な権利擁護相談への対応

目標3 地域連携ネットワークの機能の強化

成果：市民後見人養成講座の開催による新たな担い手の確保など  
課題：市民後見人名簿登録者の活躍支援、身寄りのない方の支援方法の検討

◎ 令和 7 年度事業計画

成年後見制度を含む権利擁護支援の周知・啓発

- 市民向け講演会の開催
- 出前講座
- ショッピングセンターでの市民向け講座及び個別相談会
- 医療従事者向け権利擁護研修会の開催
- 意思決定支援研修の開催
- きぼうノートと連携した任意後見制度の周知

◎ 令和 8 年度事業計画

成年後見制度を含む権利擁護支援の周知・啓発

- 市民向け講演会の開催
- 出前講座
- ショッピングセンターでの市民向け講座及び個別相談会
- 医療従事者向け権利擁護研修会の開催
- 意思決定支援研修の開催または周知
- きぼうノートと連携した任意後見制度の周知
- **成年後見制度の利用事例集等の作成に向けた検討**

権利擁護支援機能の充実

- 権利擁護支援体制（受任者調整含む）の運営
- 専門的な相談への対応
- 本人、親族申立の支援
- 権利擁護支援チームのためのケア会議の開催
- 市長申立の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施

権利擁護支援機能の充実

- 権利擁護支援会議（権利擁護相談、受任者調整）の運営
- 専門的な相談への対応
- 本人、親族申立の支援
- 権利擁護支援チームのためのケア会議の開催
- 市長申立の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施

地域連携ネットワークの機能の強化

- 市民後見人養成講座の開催（オリエンテーション、フォローアップ含む）
- 法人後見実施候補団体への勉強会の開催
- 身寄りがない人への支援に関するガイドラインの作成
- 地域連携ネットワーク会議の開催
- 金融機関との連携検討

地域連携ネットワークの機能の強化

- 市民後見人養成講座及びフォローアップ研修の開催
- 法人後見実施候補団体への勉強会の開催または周知
- 身寄りがない人への支援に関するガイドラインの作成
- 地域連携ネットワーク会議の開催
- 金融機関との連携検討